

第5章

計画の推進について

本計画がめざすまちの姿及び基本目標を実現するためには、市民・事業者・行政などすべての主体が環境についての情報を共有し、各主体が自らの責任と役割を理解した上での連携・協力など、環境に関する取り組みを支える仕組みづくりを進めていく必要があります。

このため、市民・事業者などの取り組みの支援を進め、さらに、定期的に取り組みの実施状況を確認することにより、計画の進行管理を行います。

(1) 計画の普及・啓発

本計画を効果的に推進するため、積極的な広報や普及啓発資料の作成・配布などを行います。また、インターネットなど多様なメディアによる情報の提供を行うなど、広く本計画の浸透を図ります。

(2) 市民・事業者との協働による計画の推進

豊かな環境の保全と創造を実現するため、市民・事業者との協働を進め、具体的な行動を推進します。

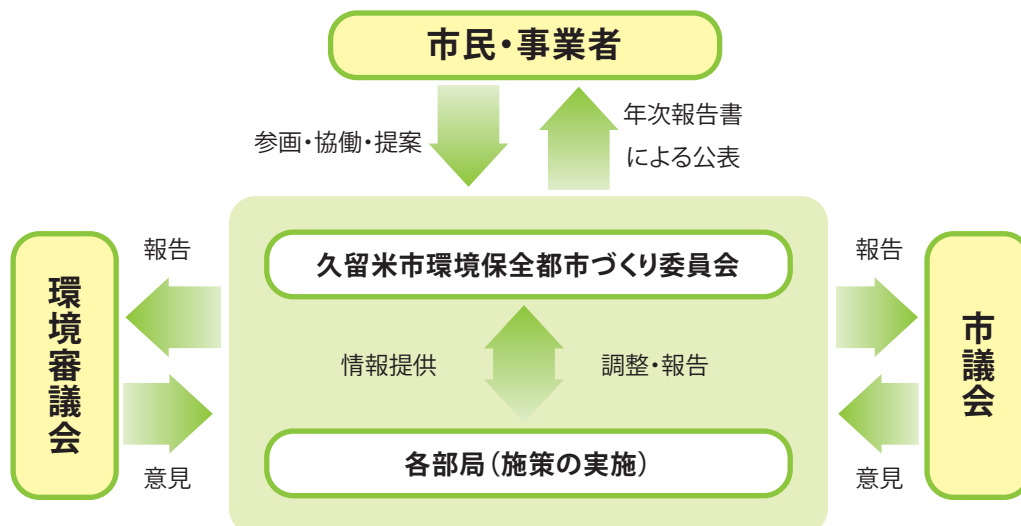
(3) 環境審議会

環境審議会は、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議するために設置しており、学識経験者や市民などの代表者で構成されています。

環境基本計画の進捗管理を行うとともに、本計画の策定・見直しの際には、専門的かつ広範な見地から調査・審議を行います。

(4) 庁内体制

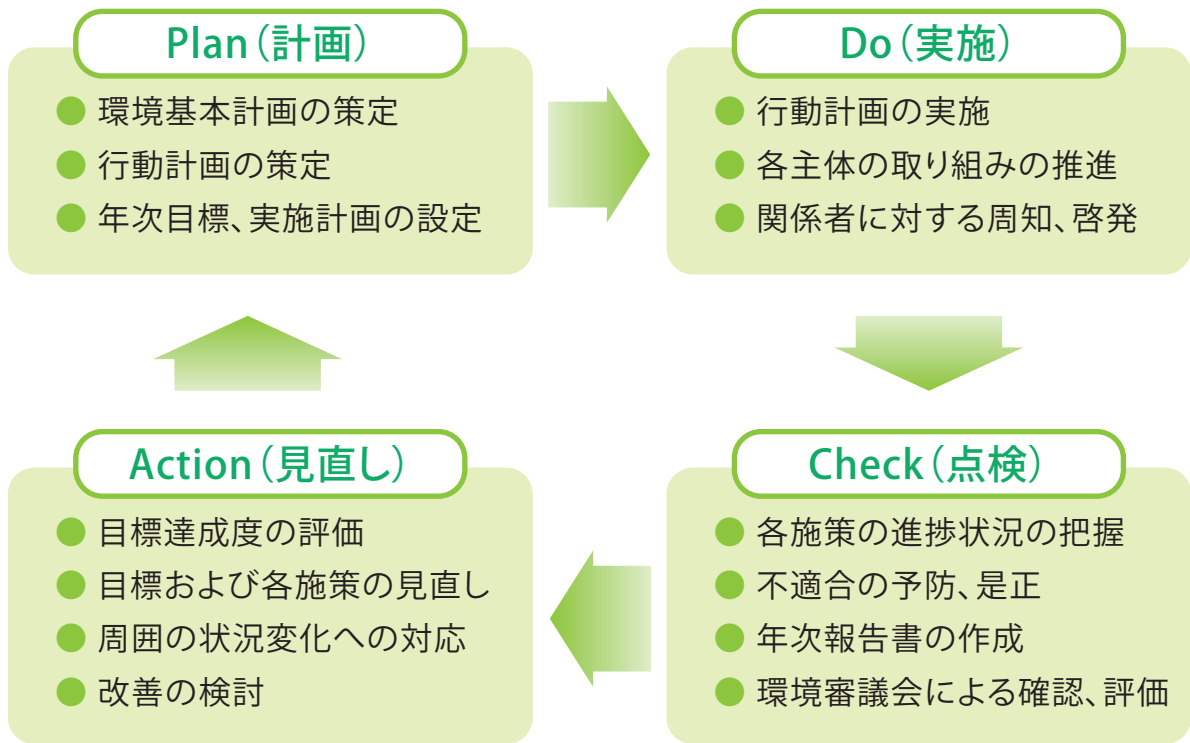
市の関係部局で構成する「久留米市環境保全都市づくり委員会」において、計画の進行管理と総合調整を行います。



(5) 環境マネジメントシステム

市の業務全般にわたって、環境配慮を行うための管理システムであり、行動計画に基づき決定した取り組み事項は、環境マネジメントシステムにより管理・評価します。

【PDCAサイクル】



「Plan(計画)」「Do(実施)」「Check(点検)」「Action(見直し)」の4段階を繰り返すことによって、進行状況における問題を継続的に改善していきます。